

一般社団法人 日本インタビュー記録アーカイブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は一般社団法人 日本インタビュー記録アーカイブと称し、英文名を Japan Interview Archive（英文略称「JIA」）とする。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、いま記録しなければ消えてしまう戦争体験者、および、戦後の社会改革に携わった人たちの貴重な肉声を記録して後世に伝え、インタビューの持つ力を通して、平和でより良い社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インタビューの撮影・記録
- (2) インタビュー記録の長期的な保存
- (3) インタビュー記録の一般への公開
- (4) インタビュー記録の研究及び教育教材としての活用
- (5) 上記事業に携わる人材の育成
- (6) インタビュー記録を広く社会に利用してもらうための広報活動
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条

この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が当該会員の資格喪失に同意したとき。
- (3) 当該会員である個人が死亡又は団体が解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、毎年2月に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 正会員の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を理事長として、副理事長を2名置くことができる。

3 この法人の理事長を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で特別な関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を実行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を防げない。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。また、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第25条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事が作成し、理事長の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金)

第27条 この法人は余剰金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委任等)

第32条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事の決定により、理事長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令によるものとする。